

佐用町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

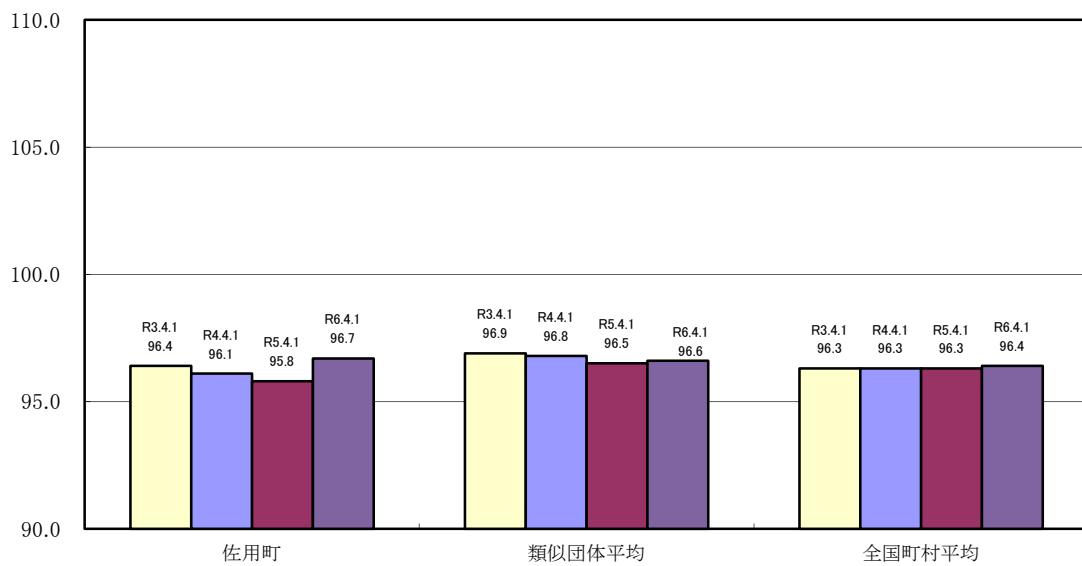
区分 (令和6年1月1日)	住民基本台帳人口 A	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率	
						%	%
5年度	15,166 人	14,341,517 千円	95,745 千円	2,361,913 千円	16.5 %	17.7 %	

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分 A	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	213 人	823,268 千円	109,312 千円	318,188 千円	1,250,768 千円	5,872 千円	5,755 千円

- (注)
- 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指數の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指數。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1"+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] [未実施]

実施時期：平成27年4月1日

実施内容：一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。

若年層については、初任給に係る号級等の引き下げを行わない。高齢層については、50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大3.3%程度引き下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

平成 26年度	各年度の支給割合										
	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	4月1日 時点	遡及改 定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
佐用町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

実施時期：平成27年4月1日

実施内容：管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐用町	42.0 歳	315,600 円	363,500 円	340,600 円
兵庫県	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似団体	42.1 歳	310,320 円	364,026 円	339,903 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
佐用町	51.5 歳	17 人	340,900 円	377,000 円	345,700 円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.0 歳	8 人	340,400 円	381,300 円	342,300 円	廃棄物処理業 従業員	47.7 歳	314,900 円	1.21
うち学校給食員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	調理士	41.2 歳	278,500 円	—
うち用務員	* 歳	0 人	* 円	* 円	* 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	—
うち自動車運転手	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	自家用乗用自 動車運転者	61.9 歳	232,600 円	—
兵庫県	57.4 歳	285 人	335,100 円	399,396 円	367,546 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	- 円	—	—	—	—
類似団体	50.6 歳	7 人	287,513 円	312,172 円	300,727 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐用町	—	—	—
うち清掃職員	6,166,650 円	4,376,300 円	1.41
うち学校給食員	* 円	3,438,100 円	—
うち用務員	* 円	3,297,300 円	—
うち自動車運転手	* 円	3,307,700 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
- 3 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「*」としている。
(その他、数値のない欄については、すべて「-」としている。)

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	佐用町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円
技能労務職	高校卒	173,700 円	164,000 円
	中学卒	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

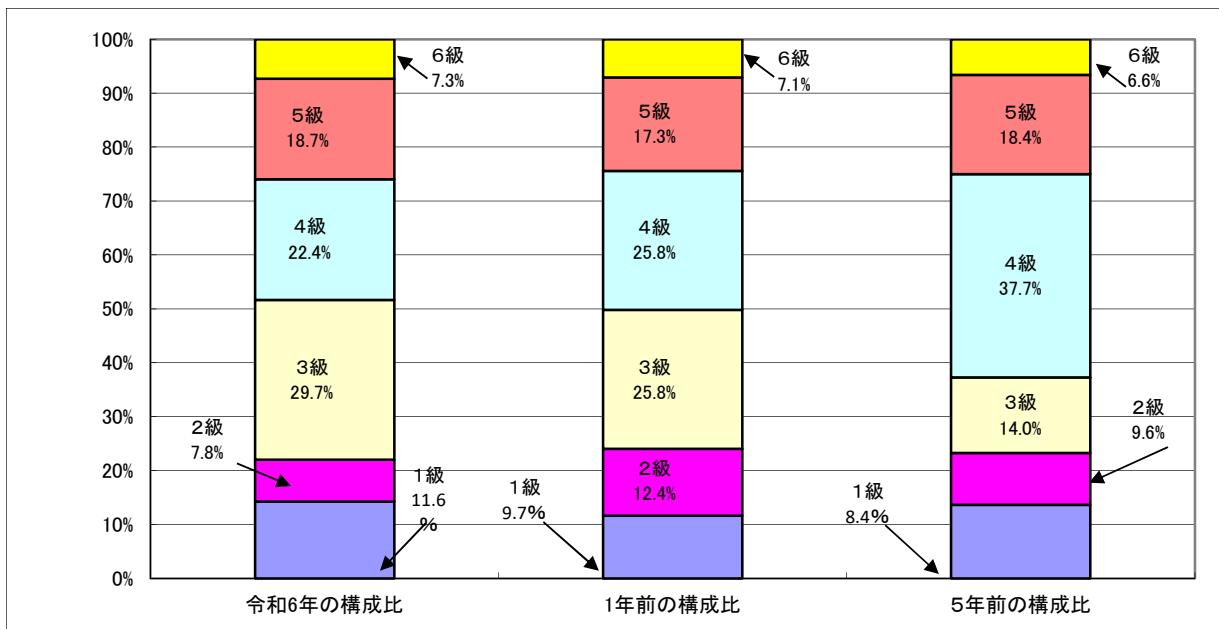
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,714 円	- 円	372,550 円
	高校卒	- 円	- 円	370,733 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

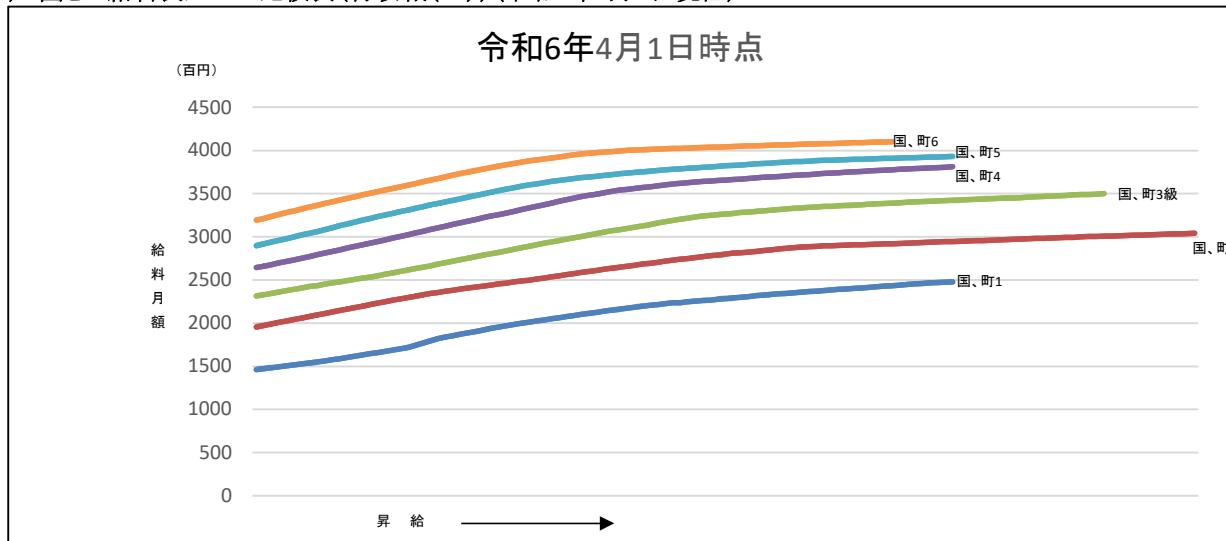
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	16 人	7.3%	323,100円	411,300円
5 級	室長、副室長	41 人	18.7%	295,400円	394,000円
4 級	室長補佐、係長	49 人	22.4%	271,600円	382,000円
3 級	係長、主査	65 人	29.7%	240,900円	351,000円
2 級	主事	17 人	7.8%	208,000円	305,200円
1 級	主事	31 人	14.2%	162,100円	249,400円

- (注) 1 佐用町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成17年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(佐用町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐用町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 一般行政職 1,484 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,769 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(佐用町)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価活用している	○	○
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ 人事評価を実施していない		
活用予定期		

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

佐用町	国	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 4,195 千円 20,905 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全域	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	1,912 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	46,634 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	19.2 %		
手当の種類(手当数)	6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員と業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	感染症患者等の救護又は処理作業に従事した者	千円 —	日額 2,000円
病弱者介護手当	老人ホームに入所する病弱な老人の介護に従事した者	千円 72	従事 1日3,975円
保育士手当	保育士で、保育の業務に当たる者	千円 1,166	月額 3,000円
笹ヶ丘荘勤務手当	笹ヶ丘荘に勤務する者	千円 —	給料月額の10%
し尿等処理作業手当	し尿及び塵芥を収集し、又はこれを処理する作業に従事する職員	千円 553	日額 300円
現場主任手当	クリーンセンター及び衛生公苑の施設の維持管理責任者	千円 24	月額 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	28,071 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	276 千円
支給実績(令和4年度決算)	36,052 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	193 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年3月31日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者等 6,500円 ・子 10,000円 ・子のうち16～22歳 5,000円加算	同じ	—	千円 17,696	円 224,400
住居手当	・持家 0円 ・借家 27,000円上限	同じ 異なる		千円 8,414	円 271,200
通勤手当	・交通機関利用者は55,000円限度に実費 ・交通用具利用者は、1km単位で1,000円から31,600円	同じ 異なる	— 5km単位	千円 21,159	円 103,200
単身赴任 手当	・異動等により、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなり、通勤が困難と認められた職員 ・交通距離に応じて30,000円～70,000円	同じ	同じ	千円 0	円 0 円
管理職手当	・課長 55,000 円 ・室長、支所長 42,000 円 ・副室長、保育園長 32,000 円	異なる	独自設定	千円 26,310	円 538,800
休日勤 務手当	・休日勤務に対して100分の135を割増して支給	同じ	—	千円 2,380	円 248,400

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給 料	町長	811,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額 880,000 円, 492,000 円
	副町長	662,000	円	710,000 円, 468,000 円
報 酬	議長	370,000	円	420,000 円, 268,000 円
	副議長	290,000	円	360,000 円, 218,000 円
	議員	270,000	円	345,000 円, 179,000 円
期末手当	町長	(令和5年度支給割合) 4.45 月分		
	副町長	(令和5年度支給割合) 4.45 月分		
退職手当	議長	(算定方式) 給料月額×率 0.40 ×在職月数	(1期の手当額) 15,571,200 円	(支給時期) 任期毎
	副議長	給料月額×率 0.24 ×在職月数	7,626,240 円	任期毎
	備考			

(注 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

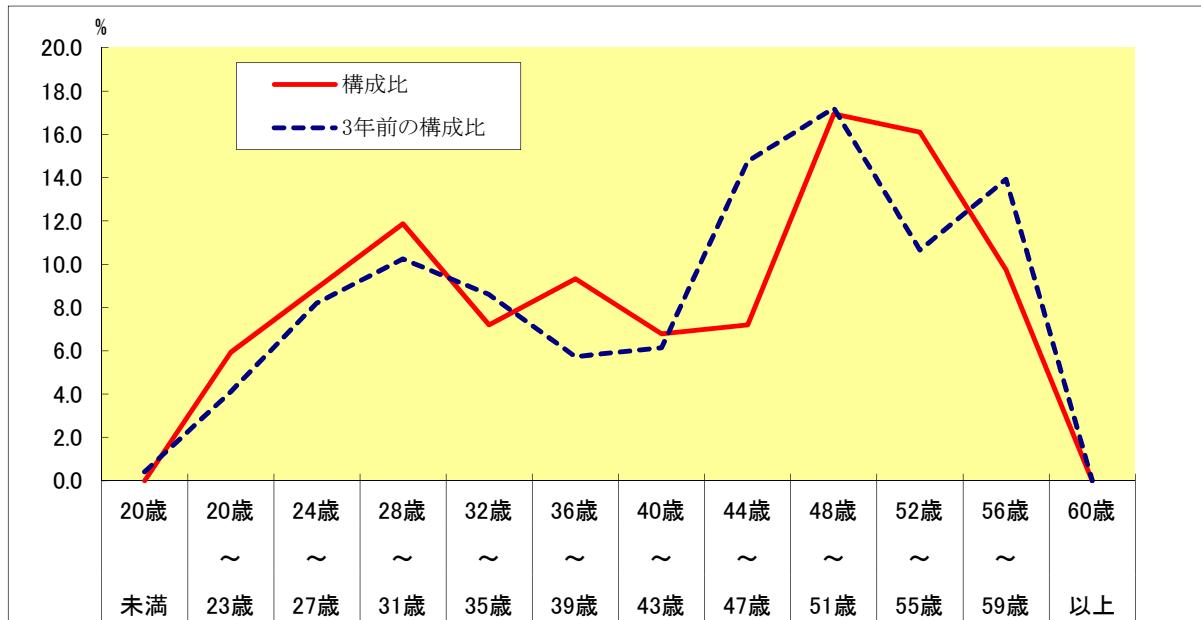
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な 増 減 理 由
		令和5年度	令和6年度		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	54	54	0	
	税務	11	10	△ 1	欠員不補充
	民生	60	57	△ 3	欠員不補充
	衛生	20	21	1	欠員補充(保健師)
	農林水産	17	18	1	欠員補充
	商工	5	5	0	
	土木	16	14	△ 2	欠員不補充
	計	186	182	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 120.01 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 77.91 人)
	教育部門	26	27	1	業務増(文化財)
公会計企業部門	消防部門	1	1	0	
	小計	213	210	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 138.47 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 95.14 人)
	水道	4	4	0	
	下水道	7	6	△ 1	欠員不補充
企業部門	その他	17	16	△ 1	関連広域事務組合派遣終了
	小計	28	26	△ 2	
	合計	241	236	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 155.61 人
(注 1 職員数は一般職に属する職員数である。					
2 []内は、条例定数の合計である。					

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	0	14	21	28	17	22	16	17	40	38	23	0	236

(3) 職員数の推移

部門別	年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
		人	人	人	人	人	人	
一般行政	188	191	188	186	186	182	△ 6 (△3.2%)	
教育	30	30	29	29	26	27	△ 3 (△10.0%)	
消防	0	0	0	0	1	1	1	
普通会計計	218	221	217	215	213	210	△ 8 (△3.7%)	
公営企業会計計	31	27	27	28	28	26	△ 5 (△16.1%)	
総合計	249	248	244	243	241	236	△ 13 (△5.2%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)	
					令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率	%
5年度	千円 229,314	千円 △ 54,306	千円 12,355	% 5.4	%	5.3

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2	千円 7,692	千円 2,447	千円 2,216	千円 12,355	千円 6,177	千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の給与実態調査による人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐用町	48.0 歳	328,000 円	514,792 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐用町	佐用町(一般行政職平均)	
1人当たり平均支給額(5年度) 1,108 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,484 千円	
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

佐用町	佐用町(普通会計平均)	
(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分	最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 一 千円 * 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
全 域	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	0 %		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算) 左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円 日額 円
—	—	—	— 千円 1件当たり 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	130 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	130 千円
支給実績(令和4年度決算)	121 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	121 千円

(注 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	行政職の制度との異同	行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 父母等 6,500円 ・子 10,000円 ・子のうち16~22歳 5,000円加算	同じ		千円 180	円 180,000
住居手当	・持家 0円	同じ		千円	円
	・借家 27,000円上限	同じ		—	—
通勤手当	・交通機関利用者は55,000円 限度に実費	同じ		千円	円
	・交通用具利用者は、1km単位で1,000円から31,600円	同じ		310	154,800
管理職手当	・課長 55,000 円 ・室長、支所長 42,000 円 ・副室長、保育園長 32,000 円	同じ		千円 504	円 504,000